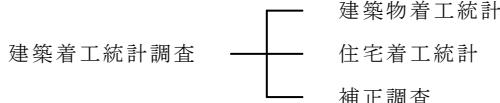


建築着工統計調査のあらましと利用上の注意

1 目的

全国における建築物の毎月間における建設の着工状態を明らかにし建築及び住宅に関する基礎資料を得ることを目的とする。

(基幹統計調査)



建築物は対象から除外されている)。建築着工統計は、これらの届出をもとに都道府県の建築主事等が必要事項を調査票に転記作成して国土交通省に送付する方法により行われ、以下の建築物を対象としている。

区分	対象等
①建築物着工統計	新たに建築される全国の建築物(悉皆調査)
②住宅着工統計	①のうち、住宅(悉皆調査)
③補正調査	①のうち、都市部において抽出されたもの(一定抽出率による無作為抽出調査)

建築物着工統計：全国における建築物の着工状況(建築物の数、床面積の合計、工事費予定額)を、建築主、構造、用途等に分類して把握する。

住宅着工統計：建築物のうち、住宅の着工状況(戸数、床面積の合計)を構造、建て方、利用関係、資金等に分類して把握する。

補正調査：建築物の竣工時に実際にかかった費用(工事実施額)を実地に調査し、着工時における工事費予定額とのかい離を明らかにする。

なお、本報告書では、上記のうち建築物着工統計と住宅着工統計について掲載している。

2 沿革

建設の動態に関する統計は、戦前には市街地建築物法に基づく竣工建築物統計(内務省)があり、また商工省でも同様の資料によって建築許可統計を作成していたが、法律の適用地域が限定されており地域内でも全部が集計されていないなどの欠点があった。戦後は建築調査令、臨時建築制限規則によって、築造許可、着工、竣工の3系列が作成されていたが、昭和25年に建築基準法の施行により現行の統計が発足したものである。

3 対象と範囲

建築基準法第15条第1項では、「建築主が建築物を建築しようとする場合又は建築物の除却の工事を施工する者が建築物を除却しようとする場合においては、これらの者は、それぞれその旨を都道府県知事に届け出なければならない。」と定められている(ただし、10平方メートル以下の

4 統計調査結果の利用上の留意点

- (1) 建築基準法第15条第1項に基づく届出のあった建築物を調査しており、届出義務のない床面積10平方メートル以下の建築物は統計に含まれていない。
- (2) 建築着工統計調査(補正調査を除く)は着工ベースで把握したものである。すなわち、着工予定期日の属する月分を当該月分として、建築工事の進捗と無関係に一括で計上しているため、その後の工事計画の変更、物価の変動による床面積の合計の変化や工事費予定額の変更が統計に表われていない。なお、補正調査により工事費予定額等を施工ベースに補正することができる。

5 神戸市での公表について

神戸市では、昭和53年から平成5年まで建築着工統計調査(指定統計第32号)に、用途地域など数種の項目を加え集計した神戸市建築動向調査を実施し、それに基づく数値を「神戸市内の建築着工の様子」として公表していたが、平成6年からは、建築着工統計調査の数値を使用している。